

県内医療機関（新型コロナウイルス感染症  
入院受入医療機関を除く）の長 殿

茨城県保健福祉部長  
一般社団法人茨城県医師会長

**中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」（ロナプリーブ）の外来投与または  
往診投与の実施希望について（照会）**

日頃から新型コロナウイルス感染症対応に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和3年7月20日（令和3年10月1日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡にて、中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」（以下「ロナプリーブ」という。）について、新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関以外の医療機関による外来・往診での活用も可能とされ、「投与を行う医療機関の情報」及び「患者の病態が悪化した場合に連携する医療機関の情報」を都道府県がとりまとめて厚生労働省に報告することとされております。また、「投与を行う医療機関の情報」は、診療・検査医療機関にも共有することとされています。

つきましては、貴院において、ロナプリーブの外来投与または往診投与の実施希望がございましたら、下記により御回答いただきますようお願いいたします。（希望がない場合は回答不要です。）

記

1 回答様式 別紙のとおり

2 回答期限 令和3年10月29日（金）

3 回答に当たっての留意事項

（1）新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関以外の医療機関による外来・往診での投与に当たっては、次の要件を満たすことが必要とされています。

- ① 24時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が確保されていること  
（投与完了直後の経過観察、夜間・休日含め、患者からの電話に対応できる体制、当該医療機関が無床診療所であって医療機関が24時間開院していない場合における②で連携する医療機関への共有等）
- ② 患者の病態が悪化（副作用が確認された場合や重症化した場合）した場合に、入院する医療機関と連携すること
- ③ 投与後に副作用等が生じた場合に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく報告を行う医師を明確化すること

（2）ロナプリーブの配分を希望する医療機関は、それぞれ、厚生労働省が本剤の供給を委託した製造販売業者（中外製薬株式会社）が開設した「ロナプリーブ登録センター」へ登録のうえ、ロナプリーブの配分依頼を行っていただきます。

※ 投与対象者、薬剤管理方法などの詳細については、令和3年7月20日（令和3年10月1日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」をご覧ください。  
（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/000836895.pdf>）

茨城県保健福祉部医療局医療政策課医療計画担当 中谷、作山

TEL：029-301-3124 FAX：029-301-3199 メール：iryo4@pref.ibaraki.lg.jp